

郡上市GIGAスクール構想

学校のICT環境について



郡上市教育委員会

郡上市により、これまで整備されてきた大型テレビやパソコン教室のタブレット型端末などに加え、学校の授業で活用する新しいICT機器が導入されました。

これは、国が進める「GIGAスクール構想」に基づいているものです。詳しくは、文部科学省のホームページに掲載されております。

ここでは、郡上市における「学校のICT環境」にご説明させていただきます。



文部科学省

担当 文部科学省初等中等教育局

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省のホームページに、
GIGAスクール構想に関する情報が掲載されております。
ぜひご覧ください。



これからの学校に求められること

超スマート社会に生きる子どもたちのために

情報教育

「使い方・便利さを知る」
「適切に使う・効果的に使う」
「情報モラルにのっとって行動する」

授業でのICT活用

ICTを効果的に活用した
「分かりやすい授業・深まる授業」

子どもたちが、この「超スマート社会」の中でよりよく生きていくために、これからの学校に求められていることがいくつかあります。

(1) 情報教育の推進

次のような力を身に付けることを目指します。

- ① ICT 機器の使い方や便利さを知ること
- ② 適切に使ったり効果的に使ったりすること
- ③ 便利さだけでなく、怖さなどを知り、正しい情報活用を行うこと

(2) 授業での ICT 活用

効果的に活用することで、次のような授業を目指します。

- ① よりわかりやすい授業
- ② より深まる授業

GIGAスクール構想の実現

GIGA = **G**lobal and **I**nnovation **G**ateway for **A**LLの略

校内の
高速ネットワーク

一人一台端末

令和2年度末までに整備完了
本年度から貸与・活用がスタート

そのために、国が打ち出したのが「GIGA スクール構想」と呼ばれるものです。

「学校に求められること」を行うために、以下の整備が推し進められてきました。

- (1) 校内の高速ネットワーク化
- (2) 児童生徒一人一台端末

郡上市でも、昨年度末までにネットワーク整備と端末整備が完了しました。このことを受け、本校でも今後 ICT 機器の活用を行ってまいります。

郡上市でのGIGAスクール構想

小学校：3年生～6年生
中学校：1年生～3年生

iPadを貸与

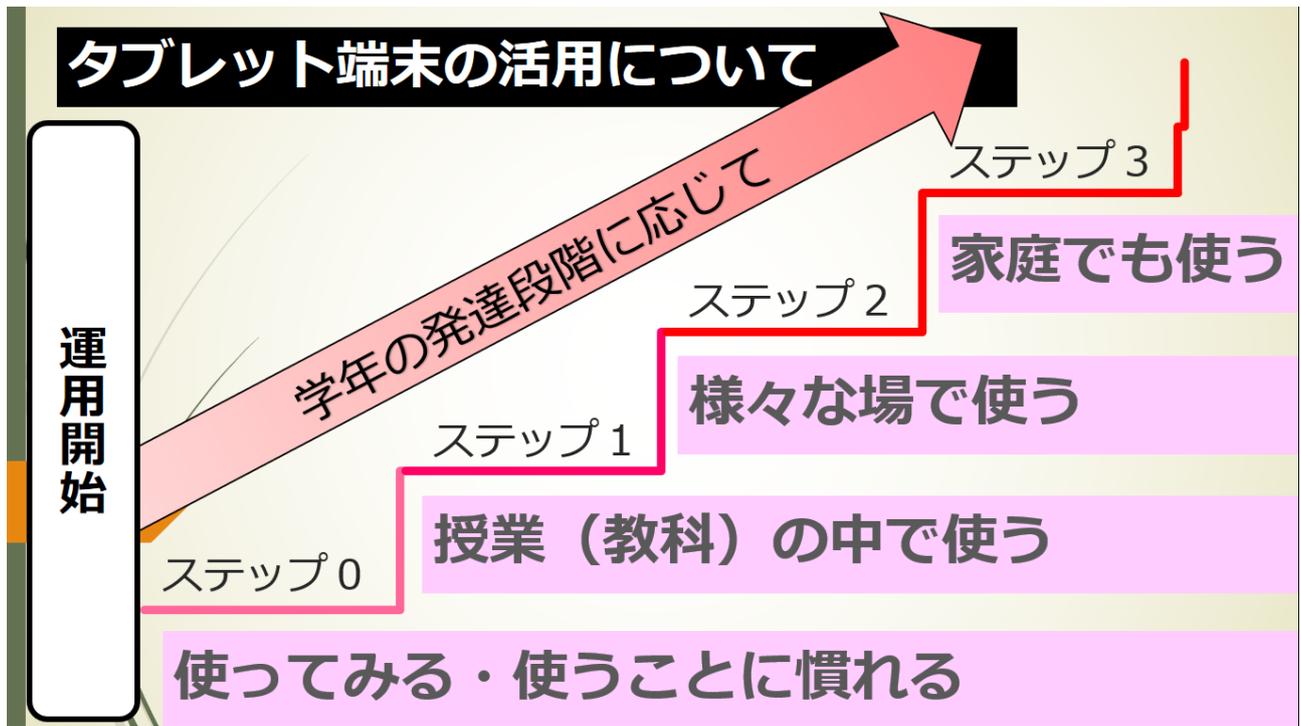
小学校：1・2年生

既存の
Windowsタブレット
を使用

「一人一台端末」については、
小学校1、2年生：既存のタブレット端末
小学校3～6年生：市が準備した新しい端末「iPad」
中学校1～3年生：市が準備した新しい端末「iPad」

下の写真のように、タブレットにはキーボード一体型カバーが付いていますが、破損が100%防げるわけではありません。丁寧な取り扱いを指導していきます。ご家庭でもお声掛け願います。





発達の段階に応じて段階的に運用を行っていきます。

<ステップ0>

「写真を撮る・見合う」など、まず端末に慣れていきます。

<ステップ1>

端末に送信した資料を基に考えたり、考えを出し合ったり、組み合わせたりしながら学習を進めていきます。

<ステップ2>

児童会や生徒会、行事を進める過程でも、ICT 機器の活用を考えています。

<ステップ3>

今後のソフト面での充実が必須条件にはなりませんが、予習・復習などを行うことができると考えています。

学校での活用を通して、ICT 機器のメリットやデメリットを学んだ後は、家庭での活用や長期の臨時休業などにも広げていくことも考えています。

ICT機器の怖さへの指導・見届けについて

学校での指導

家庭での指導

ネット犯罪



ネットいじめ



依存

子どもたちを守るため

有害サイト

情報漏えい

新しいツールの便利さに触れると同時に、ネット犯罪、ネットいじめ、依存等、使い方を誤ることで、大きな不利益をもたらすことを学ぶ必要があると考えております。

子どもたちを守るために、情報モラル・正しい知識・豊かな道徳性・適切な判断力と行動力を身につけさせなければいけません。

学校でももちろん指導を行ってまいりますが、ご家庭でも「ルールを守った使い方ってどんなことだと思う?」「誰かを傷つけないためにどんなことが大切だと思う?」など、一緒に考える機会をつくってください。

それが、お子様の判断力を養うことにつながります。同時に、保護者の皆様方もアンテナを高くはっていただきますようお願いいたします。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

タブレット端末 (iPad) の貸与について



保護者の皆様は必ず読んでください。

郡上市立学校学習者用タブレット端末利用ガイド

- 1 学習者用タブレット端末（以下、「タブレット端末」という。）の貸与期間について
タブレット端末の貸与期間は、貸与決定日から卒業年度の3月25日以前で、校長が定める日までとします。
- 2 タブレット端末の取扱いについて
タブレット端末の貸与時には、学校から配布される貸与に係る遵守事項を理解のうえ、同意書に必要事項を記入し校長に提出してください。
タブレット端末は利用者が卒業後、返却することになりますので、大切に扱ってください。
【全体の取扱い】
・タブレット端末は、先生の指示により自宅に持ち帰って使用することができます。持ち帰った際は家庭以外に持ち出しての使用は行わないでください。
・タブレット端末を損傷（壊れ）させ、教務上の在庫記録簿に入っていない状態になります。

第2号様式(第8条関係) 令和 年 月 日

郡上市立学校学習者用タブレット端末貸与に関する同意書

(郡上市立小学校又は郡上市立中学校の長) 様

郡上市立学校学習者用タブレット端末貸与規程第8条第1項の規定により、学習者用タブレット端末を利用するにあたって、裏面の遵守事項を守ることに同意しました。

記

利用者	住 所 学年等 (ふりがな) 氏 名
利用者が在籍 (予定)の学校名	郡上市立
保護者 (親権者又は 未成年後見人)	住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号は、必ず本人が行ってください。 電話番号 () 申請者との関係 ()

新しい端末 (iPad) について、郡上市教育委員会により「活用ハンドブック」が作成されました。郡上市教育委員会や本校のホームページよりご覧下さい。

お子様を通じて以下の資料を配付させていただきます。

- (1) 学習者用タブレット端末利用ガイド
- (2) 学習者用タブレット端末貸与に関する同意書

利用ガイドには、貸与規程に基づき、注意事項、破損時の対応等、保護者の皆様にご承知おきいただきたいこと、子どもたちに指導していただきたいことが明記されております。ご熟読の上、同意書に、必要事項のご記入をお願いいたします。この、同意書のご提出により、学校で子どもたちに端末を貸与してまいります。

当面は学校での使用・保管・充電としております。「家庭での活用」は、その時期がまいりましたら、改めて使用方法や注意事項等、連絡させていただきます。

タブレット端末 (iPad) の故障・破損等について

【郡上市立学校学習者用タブレット端末利用ガイドより】
毀損・紛失・盗難が、故意または過失によるものと認められる場合には、利用者（保護者）が現状復旧に要する費用を負担することになります。

- 学校内での使用中に破損などが起こった場合は、学校からご家庭に連絡いたします。
- 状況・責任の所在等により、対応はケースバイケースです。場合によっては、保護者の方の負担となります。

(1) 端末の故障・破損時の対応

利用ガイドには、上記のような記載があります。

学校内において破損などがあった場合は、ご家庭に連絡いたします。状況等について該当のお子様に聞き取らせていただき、お伝えしますが、対応については、状況や責任の所在等によりケースバイケースとなろうかと思えます。

(2) 保険

学校等からの借用物に対する賠償責任への補償が盛り込まれているものや、日常生活における賠償特約等があります。加入の検討や確認を、各家庭にてお願いいたします。

(3) 故障や破損の際の代替機

子どもたちの授業に差支えがないように代替機を貸与いたします。

不明な点がございましたら、学校までお問合せ下さい。